

万引き



万引きをした者はもちろん、見張りをした者（共犯）も窃盗罪です！

指示して万引きをさせた者も同罪です。
また、盗んだものだと知りながら、もらったり買つたりしても犯罪となります。

【窃盗罪：10年以下の懲役または50万円以下の罰金】
【盗品等無償譲受罪：3年以下の懲役】
【盗品等有償譲受罪：10年以下の懲役
または50万円以下の罰金】

自転車・オートバイ盗



他人の自転車やオートバイを無断で使用すれば、窃盗罪や占有離脱物横領罪です！

長期間、駐輪場や駐車場などに置かれている自転車やオートバイでも、持ち主の所有権は生きています。自分の自転車やオートバイが盗まれた時の気持ちを考えましょう。

【窃盗罪：10年以下の懲役または50万円以下の罰金】
【占有離脱物横領罪：1年以下の懲役
または10万円以下の罰金または科料】

インターネット利用の不正行為



無断で他人の写真をネット上に公開することは、肖像権の侵害にあたります！
他人の悪口を書き込むことは、名誉棄損罪や侮辱罪などになります！

たとえイタズラであっても、ネット上に犯行を予告するような書き込みをすると、業務妨害罪や脅迫罪になります！

【威力業務妨害罪：3年以下の懲役または50万円以下の罰金】
【脅迫罪：2年以下の懲役または30万円以下の罰金】
【名誉棄損罪：3年以下の懲役もしくは禁錮
または50万円以下の罰金】
【侮辱罪：拘留または科料】

深夜はいかい



福井県青少年愛護条例では、正当な理由のない青少年の深夜外出を禁じています！
深夜の外出は補導の対象です！

深夜帯は、強盗や強姦など凶悪犯罪の発生が多くなります！また、みなさんが事件や事故に巻き込まれる可能性も非常に高くなります。
悪意を持ってあなたに近づく大人は、どこにでもいるのです。

飲酒・喫煙



未成年者の飲酒や喫煙は法律違反！
20歳になるまで、酒類を飲んだり、タバコを吸ってはいけません。

酒やタバコは、成長期にあるあなたの体や脳の発達に悪影響を及ぼし、最悪の場合、死に至らせる場合もあります。また、若いうちから飲酒や喫煙を始めると、アルコール依存やニコチン依存になりやすいと言われています。

危険ドラッグ



危険ドラッグは、「ハーブ」と称してネット等で販売されていますが、大変危険なものです。
『買わない、使わない、関わらない』ようにしましょう！

危険ドラッグを吸引した人が、死亡したり意識障害やけいれんを起こしたり、危険ドラッグの影響で、自動車で死亡事故を起こす事件などが発生しています。『買わない、使わない、関わらない』ようにしましょう！